

令和 8 年度第 3 回愛媛県情報公開・個人情報保護審査会次第

日時：令和 8 年 7 月 31 日（金） 9：15～

場所：県庁第 2 別館 10 階 1004 会議室

1 開会

2 議事

（１）特定個人情報保護評価書（税務課）※新規

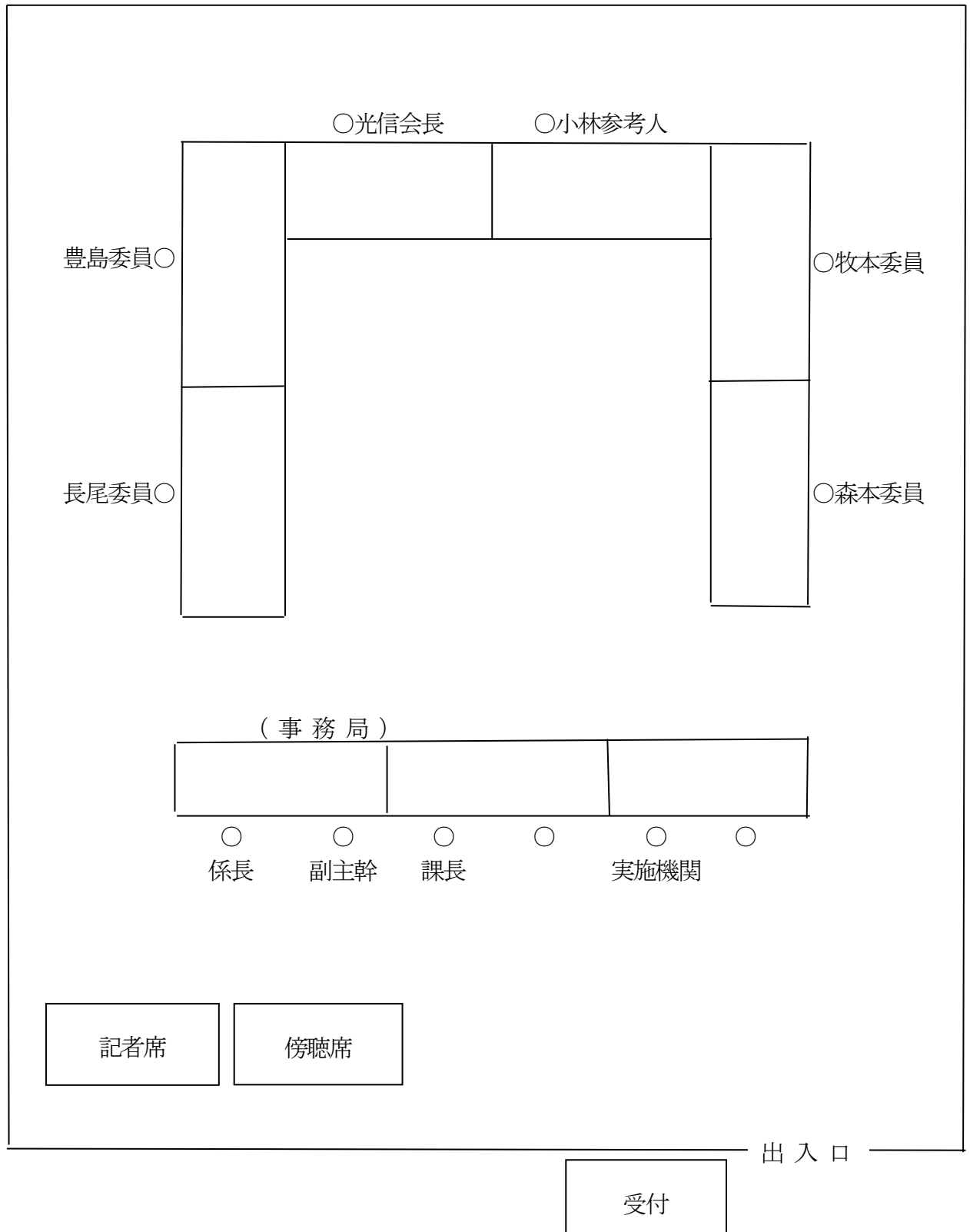
（２）諮問事案

3 その他

4 閉 会

令和8年度第3回情報公開・個人情報保護審査会配席図

〔 令和8年7月31日（金）9:15 ～
県庁第2別館10階 1004会議室 〕



配付資料一覧

【 1 】 税務課

- 1 特定個人情報保護評価書
- 2 <参考>根拠規定

＜特定個人情報保護評価書（案）の概要＞

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の開始に向け、愛媛県においても、より公平・公正な県税の賦課徴収や、事務の効率化のため、個人番号の利用を図る必要があります。

＜個人のプライバシー等の権利利益保護の宣言＞

愛媛県は、県税賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

I 基本情報

特定個人情報ファイルを取り扱う事務の名称 : 県税賦課徴収事務

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容

地方税法等により賦課する地方税のうち県税の賦課徴収又は県税に関する調査に関する事務

- (1) 納税義務者からの申告、届出等による課税業務
- (2) 収納、還付、充当等を行う収納管理業務
- (3) 督促、催告や差押等を行う滞納整理業務
- (4) 納税義務者の宛名情報の特定や名寄せを行う共通宛名管理業務

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

- (1) 県税クラウドサービス
- (2) 団体内統合宛名システム
- (3) 中間サーバー
- (4) 住民基本台帳ネットワークシステム
- (5) 国税連携システム

3. 事務実施上の必要性と期待されるメリット

個人の特定、宛名の名寄せの精度が向上し、より公平・公正な県税の賦課徴収に資する。

- (1) 滞納整理の効率化
- (2) 納税通知書等の送付先調査の効率化
- (3) 納税義務者の障害者減免申請手続の簡素化
- (4) 生活保護関係情報の取得手続の簡素化

II 特定個人情報ファイルの概要

特定個人情報ファイル名 : 県税クラウドサービスデータベースファイル

1. 記録される項目

- (1) 個人番号及びその他識別情報（内部番号）
- (2) 4 情報（氏名、性別、生年月日、住所）
- (3) 連絡先
- (4) 国税関係情報
- (5) 地方税関係情報
- (6) 障害福祉関係情報

2. 特定個人情報の入手・使用

＜定期的に入手するもの＞

【専用線】国税連携システムを経由し入手する国税連携データ

＜個別的に対応する事務に際して入手するもの（随時）＞

【紙】申告書及び届出書等

【情報提供ネットワークシステム】市町村から障害者手帳情報等を入手

【住民基本台帳ネットワークシステム】個人番号の真正性の確認等のため電子記録媒体等により入手

<p>3. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <hr/> <p>＜県税クラウドサービスの運用維持管理業務委託＞ 県税クラウドサービスの運用、維持管理に関する業務</p>
<p>4. 特定個人情報の提供・移転</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法第48条に基づく特例滞納処分に係る情報を関係市町に提供する。 ・ 個人事業税の賦課徴収に係る国税連携データを関係都道府県に提供する。
<p>5. 特定個人情報の保管・消去</p> <hr/> <p>＜県税クラウドサービスにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) サーバー設置場所は、入退館管理システムおよびビデオカメラにより常時監視され、サーバー室入り口扉では生体認証を採用している。 (2) バックアップデータは、バックアップセンターにて当該システムの担当者のみアクセスできるサーバーに保管しており、データセンターと同等のセキュリティである。 (3) 記録媒体については、愛媛県セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ管理者の承認を受けた上で、物理的に復元できないような措置を講じた上で廃棄する。 <p>＜団体内統合宛名システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) サーバが設置してある部屋は、生体認証により入退室が管理されている。 (2) 庁内で統一的な消去手順を定め、不要なデータファイルを削除する。 <p>＜中間サーバーにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 (2) ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。
<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p>
<p>1. 特定個人情報の入手に係るリスク対策</p> <hr/> <p>【目的外、不適切、不正確な方法で入手が行われるリスクへの対策】</p> <p>＜本人及び本人の代理人における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法に定められた必要な情報のみを入手する。 ・ 番号法令に定められた方法により本人確認を厳格に行う。 <p>＜団体内統合宛名システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体内統合宛名システムを使用する際には、特定の権限者以外は情報を入手できない仕組みとする。 ・ 団体内業務システムにおいて、番号法令に定められた方法により本人確認を厳格に行い、団体内統合宛名システムに反映する。 <p>＜国税連携システム＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法令に基づき本人確認及び真正性確認された情報を受信する。 <p>【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへの対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本人から書面で受け取る場合は、地方局・支局の税務担当課において直接受け取ることを原則とする。 (2) 郵送の場合は、地方局・支局の担当課名を明記し、送付するよう周知する。 (3) 外部記録媒体を利用する場合は、使用する媒体を限定するとともに、記録情報を暗号化し、施錠保管する。
<p>2. 特定個人情報の使用に係るリスク対策</p> <hr/> <p>【目的を超えたひも付け、事務に必要な情報とのひも付けが行われるリスクへの対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 県税クラウドサービスには、県税賦課徴収事務に関係のない情報を保有しない。 (2) 団体内統合宛名システム及び住民基本台帳ネットワークシステムと県税クラウドサービスとは直接接続しない。 <p>【権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 県税クラウドサービスにアクセスできる本県職員及び委託先職員を限定するとともに、業務上必要な範囲のアクセス権限を付与する。 (2) 県税クラウドサービスへのアクセス権限を有していた職員の異動退職や委託先の変更等があった場合、アクセス権限を更新して失効させる。 (3) ユーザIDを含むログ情報を保管して、管理する。

【従業者が事務外で使用するリスクへの対策】

業務外利用の禁止等や、業務情報の漏えい等について、庁内の情報セキュリティ研修や県担当者等が参加する会議等において周知徹底を図る。

【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの対策】

- (1) 職員が特定個人情報を管理しているサーバ上のデータベースに直接アクセスできない仕様となっている。
- (2) 外部記録媒体への出力は、システム管理者が、特定の端末で実施し、ログ記録を取得するとともに、媒体については、施錠保管する。

3. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託に係るリスク対策

委託契約の内容に、「愛媛県情報セキュリティポリシー」の遵守及び「個人情報取扱特記事項」を含めるとともに、適宜、委託事業者の個人情報管理体制等を確認する。

- (1) 個人情報の管理的保護措置（個人情報取扱規定、体制等の整備等）
- (2) 個人情報の物理的保護措置（人的安全管理、施設及び設備の整備、データ管理、盗難対策等）
- (3) 個人情報の技術的保護措置（アクセス制限、アクセス監視や記録等）

4. 特定個人情報の提供・移転に係る対策

- (1) 地方税法第48条に基づく特例滞納処分に係る情報は紙媒体で提供し、データの提供はしない。
- (2) 個人事業税の賦課徴収に係る国税連携データの送付は国税連携システムの専用回線を通じて提供される。

5. 情報提供ネットワークシステムとの接続

【目的外、安全性が保たれない又は不正確な入手が行われるリスクへの対策】

＜愛媛県における措置＞

- (1) 特定個人情報の入手については、県税賦課徴収事務に係りのない入手が行われないよう実施手順を定め運用する。

＜団体内統合宛名システムにおける措置＞

- (1) 特定個人情報にアクセスできる職員は必要最小限とし、かつ団体内統合宛名システムにおいて業務上必要なデータのみにアクセスできるように制御する。
- (2) 操作ログを記録し、情報セキュリティ管理者が確認することを周知することで不適切な利用を抑制する。
- (3) 県税クラウドサービスにおいて真正性及び正確性が確認された特定個人情報と突合を行う。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- (1) 中間サーバーは、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用する。

【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへの対策】

＜団体内統合宛名システム＞

ユーザIDとパスワードにより使用権限のある職員が制限される。

＜中間サーバー＞

中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施する。

6. 特定個人情報の保管・消去に係るリスク対策

【特定個人情報の漏えい・紛失・毀損リスクへの対策】

＜県税クラウドサービスにおける措置＞

- (1) サーバーの設置場所は、全館入退館管理システムおよびビデオカメラにより常時監視され、サーバー室入り口扉では生体認証を採用している。
- (2) バックアップデータは、バックアップセンターにて当該システムの担当者のみアクセスできるサーバーに保管している。

＜団体内統合宛名システムにおける措置＞

- (1) サーバの設置場所は、生体認証により入退室が管理されている。
- (2) 団体内統合宛名システムへのアクセスはユーザIDとパスワードによる認証が必要。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- (1) 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。
- (2) コンピュータウイルス等の脅威からネットワークを保護する装置等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。

【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク】

- (1) データファイルについては、県税クラウドサービス内及び外部記録媒体の情報を税目毎に定められた方法で消去する。

(2) 外部記録媒体については、愛媛県セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ管理者の承認を受けた上で、物理的に復元できないような措置を講じた上で廃棄する。

IV その他のリスク対策

1. 監査等

<愛媛県における措置>

- ・本評価書の記載内容に沿った運用がされているか点検するためのチェックシートを作成し、税務職員を対象に年1回、各担当部署内で自己点検を実施する。
- ・愛媛県情報セキュリティポリシーに基づき情報セキュリティ対策が実施されているか、年1回の内部監査を実施する。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
- ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。

2. 従業者に対する教育・啓発等

<愛媛県における措置>

- ・各担当部署において、愛媛県情報セキュリティポリシーに基づき、年1回研修を実施している。
- ・e-ラーニング等により税務職員に対するセキュリティ研修を実施している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。
- ・業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。

V 開示請求、問合せ

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求について、本庁総合窓口及び地方機関総合窓口を請求先とするほか、県税賦課徴収事務の特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ先を総務部行財政改革局税務課とする。

VI 評価実施手続

しきい値判断、国民・住民等からの意見の聴取、第三者点検に係る結果を掲載。

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(案)

評価書番号	評価書名
5	県税賦課徴収事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛媛県は、県税賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

愛媛県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[令和8年7月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	県税賦課徴収事務
②事務の内容 ※	<p>地方税法その他地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により賦課する地方税のうち県税の賦課徴収又は県税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務</p> <p>1. 納税義務者からの申告、届出等による課税業務 (個人事業税、不動産取得税、自動車税環境性能割、自動車税種別割、軽油引取税、鉱区税、狩猟税等)</p> <p>2. 収納、還付、充当等を行う収納管理業務</p> <p>3. 督促、催告や差押等を行う滞納整理業務</p> <p>4. 納税義務者の宛名情報の特定や名寄せを行う共通宛名管理業務</p> <p>＜一般的な事務の流れ＞</p> <p>①納税義務者から個人番号を含む申告書等の提出を受け付ける。</p> <p>②必要に応じて申告書等の内容を調査する。</p> <p>③納税義務者に納税通知書を送付する。</p> <p>④納税義務者が金融機関、コンビニ、各地方局、支局の窓口及びクレジット、マルチペイメントネットワーク、スマートフォンで納付する。</p> <p>⑤納税額が課税額より多い場合は、超過額を還付する。</p> <p>⑥⑦納税者から納税証明書の交付申請があった場合は、納税証明書を交付する。</p> <p>⑧納税義務者からの納付がない場合は、督促状を送付し督促を行う。</p> <p>⑨納税義務者からの納付がない場合、催告書による催告や差押え等の滞納整理を行う。</p> <p>※詳細は、「(別添1)事務の内容」を参照</p>
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p> <p>5) 30万人以上</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	県税クラウドサービス
②システムの機能	<p>県税賦課徴収事務の基幹となるシステムであり、県税に係る全税目の課税管理から収納管理、滞納管理に至るまでの一連の機能を有している。</p> <p>主な機能としては以下のとおりである。</p> <p>1. 課税管理機能 申告書等による情報から県税の課税状況を管理する機能。</p> <p>2. 収納管理機能 県税の納税証明書の発行、収納、還付、充当等の収納状況を管理する機能。 また、県税が未納となっている滞納者に対して督促状を発付する機能。</p> <p>3. 滞納管理機能 督促状発付後の滞納者に対する滞納整理等の状況を管理する機能。</p> <p>4. 共通宛名管理機能 全税目に係る宛名情報(個人番号を含む)を一元的に管理する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (国税連携システム)</p>

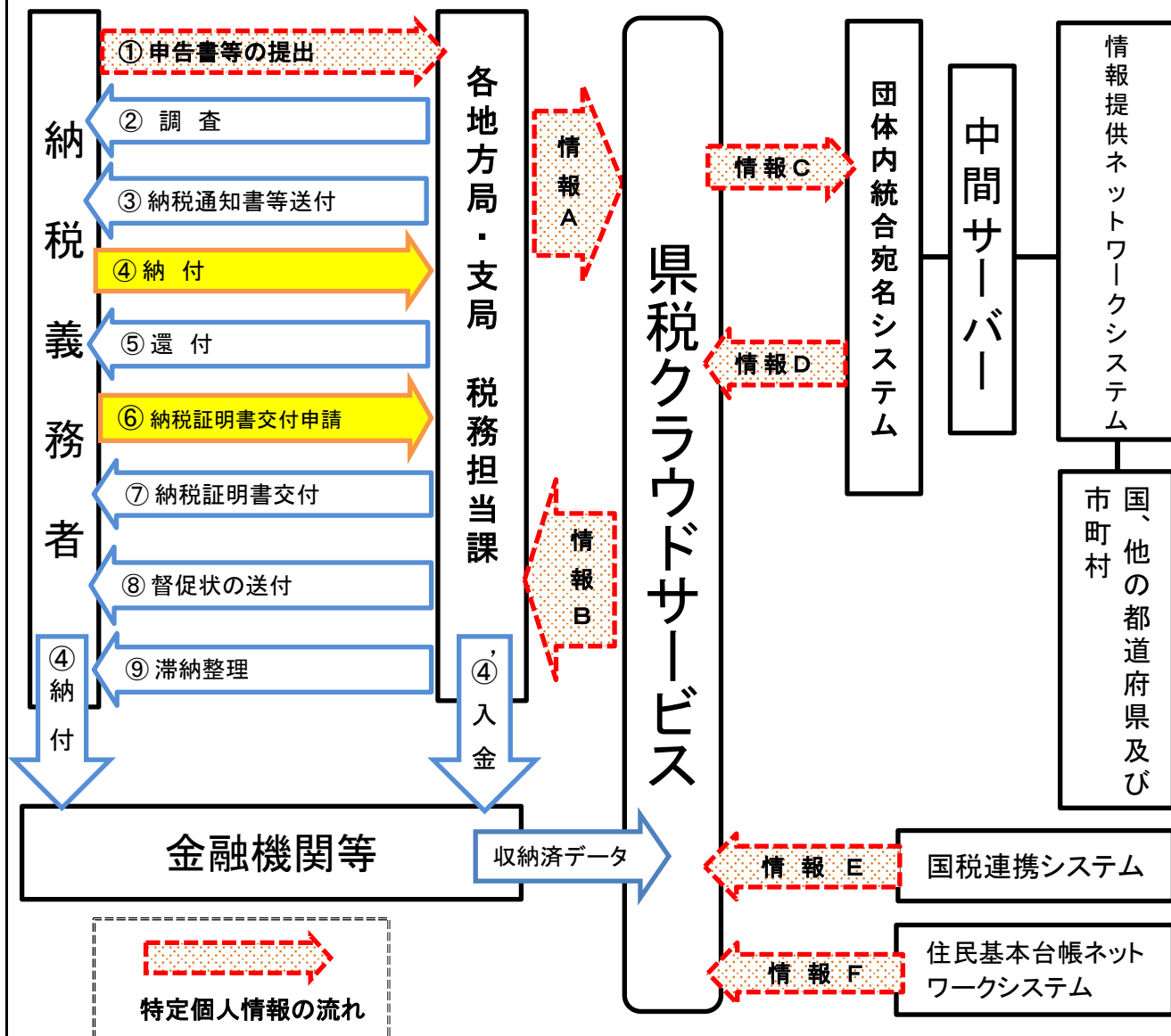
システム2～5

システム2	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。</p> <p>(※1)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p> <p>1. 符号管理機能 情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内の固有の宛名番号をひも付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2. 情報照会側機能 他情報保有機関が保有する特定個人情報を照会するために、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会及び情報提供の受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3. 情報提供側機能 他情報保有機関からの情報照会要求を受け、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報を提供する。</p> <p>4. 情報提供記録管理機能 特定個人情報の提供の求め又は提供があった旨の情報提供記録を生成し、管理する。</p> <p>5. 情報提供データベース機能 情報提供データベースを更新・管理する。</p> <p>6. データ送受信機能 情報照会、情報提供、情報提供記録、プレフィックス情報等に関するデータを送受信する。</p> <p>7. セキュリティ管理機能 暗号化／復号、鍵管理等のセキュリティ管理を行う。</p> <p>8. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>9. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<div> <div>[☐] 情報提供ネットワークシステム</div> <div>[☐] 市内連携システム</div> <div>[☐] 住民基本台帳ネットワークシステム</div> <div>[☐] 既存住民基本台帳システム</div> <div>[☐] 宛名システム等</div> <div>[☐] 税務システム</div> <div>[☐] その他 ()</div> </div>
システム3	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	<p>1. 本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町CSを経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>2. 愛媛県その他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 愛媛県その他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。</p> <p>3. 本人確認情報の開示 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>4. 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>5. 本人確認情報検索 都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを探索し、探索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>6. 本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</p>

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム4	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	<p>所得税確定申告等に係るデータ(国税連携データ)を、国税庁からeLTAXを通じて各地方公共団体へ送信する。各地方公共団体では、受信サーバのオプション機能を利用して、受信データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送などを行うことができる。</p> <p>1. 確定申告データ(e-TAXデータ、KSKデータ)ダウンロード機能 2. 確定申告イメージデータ(KSKイメージデータ)ダウンロード機能 3. 確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能 4. 団体間回送機能</p>
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム5	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>団体内統合宛名システムは、団体内の各業務システム間と中間サーバーの情報連携等を行うシステム</p> <p>1. 宛名番号付番機能 団体内業務システムからの要求に基づき団体内統合宛名番号を付番し、団体内業務システムへ返却する。</p> <p>2. 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号及び団体内業務システムの宛名番号とひも付けて保存し、管理する機能。</p> <p>3. 中間サーバー連携機能 中間サーバーに対して、団体内業務システムの情報照会用データ又は情報提供用データを連携し、その結果を取得する。</p> <p>4. 団体内業務システム連携機能 団体内業務システムから情報照会用データ又は情報提供用データを受領し、中間サーバーから取得した結果を団体内業務システムに連携する。</p> <p>5. 符号取得支援機能 中間サーバーに対し、符号取得の処理通番発行依頼を要求する機能。</p> <p>6. 共通変換機能 団体内業務システムからの受領データの文字コードやデータ形式、桁数を変換する。</p> <p>7. データ送受信機能 情報照会、情報提供等に関するデータを送受信する。</p> <p>8. 職員認証・権限管理機能 職員認証によるアクセス制御及び職員に応じた権限の付与、ログの取得、保存、管理を行う。</p> <p>9. システム管理機能 稼働監視、運用管理、バックアップ等のシステム管理全般を実現する。</p> <p>10. 住基ネット連携機能 団体内統合宛名システムに登録した宛名情報の正確性を担保するために基本4情報を住基ネットに照会し、取り込む。</p>
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (中間サーバー)
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
県税クラウドサービスデータベースファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	個人番号を活用した納税義務者の特定や宛名の名寄せを行うことで、より公平・公正な県税の賦課徴収や、その事務の効率化を図る。
②実現が期待されるメリット	特定個人情報を利用することにより、個人の特定、宛名の名寄せの精度が向上し、より公平・公正な県税の賦課徴収に資する。 1. 滞納整理の効率化 2. 納税通知書等の送付先調査の効率化 3. 納税義務者の障害者減免申請手続等の簡素化 4. 生活保護関係情報の取得手続の簡素化
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表 24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[実施する]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表の24の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	愛媛県総務部行財政推進局税務課
②所属長の役職名	税務課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

【一般的な事務の流れ】

- ① 納税義務者から個人番号を含む申告書等の提出を受ける。(特定個人情報を含む。)
- ② 必要に応じて申告書等の内容を調査する。
- ③ 納税義務者に納税通知書等を送付する。
- ④ 納税義務者が金融機関、コンビニ、各地方局、支局の窓口及びクレジット、マルチペイメントネットワーク、スマートフォンで納付する。
- ⑤ 納税額が課税額より多い場合は、超過額を還付する。
- ⑥ ⑦ 納税者から納税証明書の交付申請があった場合は、納税証明書を交付する。
- ⑧ 納税義務者からの納付がない場合は、督促状を送付し督促を行う。
- ⑨ 納税義務者からの納付がない場合、催告書による催告や差押え等の滞納整理を行う。

【情報の流れ】

情報A: 個人番号、宛名及び県税の賦課徴収に係る情報を入力又は出力する。
 情報C: 宛名情報等を利用し、他機関の情報を団体内統合宛名システムへ照会する。
 情報D: 情報提供ネットワークシステムから提供された情報(身体障害者情報含む)を県税クラウドサービスへ提供する。
 情報E: 個人事業税等の情報を県税クラウドサービスへ提供する。
 情報F: 個人番号及び住基4情報を提供する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
県税クラウドサービスデータベースファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <div style="text-align: right;"> <small>＜選択肢＞</small> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) </div>
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <div style="text-align: right;"> <small>＜選択肢＞</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
③対象となる本人の範囲 ※	愛媛県税に係る納税義務者及び課税調査対象者
その必要性	より公平・公正な県税の賦課徴収や、事務の効率化を図るため、必要な範囲の特定個人情報を保有
④記録される項目	[100項目以上] <div style="text-align: right;"> <small>＜選択肢＞</small> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 </div>
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [☐] その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)
その妥当性	1. 個人番号及びその他識別情報: 対象者を正確に特定するため 2. 5情報及び連絡先: 賦課決定、納税通知書等の送付並びに滞納整理や税務調査における本人等への連絡を行うため 3. 国税関係情報: 課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うため 4. 地方税関係情報: 地方税関係情報により、課税事務又は税の軽減措置等を行うため 5. 障害福祉関係情報: 障害者に対する税の減額決定を行うため 6. 口座登録・連携ファイル関係情報: 公金受取口座に還付金の振り込みを実施するため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和4年10月
⑥事務担当部署	愛媛県総務部行財政推進局税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （市町振興課、スマート行政推進課、障害福祉課） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （国税庁、税務署、デジタル庁） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （市町村、都道府県） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （地方公共団体情報システム機構）	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （住民基本台帳ネットワークシステム）	
③入手の時期・頻度	1. 定期的に入手するもの ・個人事業税の賦課に関する事務に必要な情報（月1回） 2. 個別的に対応する事務に際して入手するもの（随時） ・県税賦課徴収事務において納税義務者からの申告書、届出書、減免申請書等の提出を受けた都度 ・県税賦課徴収事務において納税義務者の特定が必要な都度	
④入手に係る妥当性	1. 定期的に入手するもの ・専用線 個人事業税の課税を行うため、所得税確定申告書等の情報（国税連携データ）について、国税連携システムを使用し、入手する。 2. 個別的に対応する事務に際して入手するもの（随時） ・紙 地方税法に基づき、本人及び本人の代理人から提出された申告書及び届出書等に記載された特定個人情報を紙媒体により入手する。 ・情報提供ネットワークシステム 障害者等の県税減免事務等のため、情報提供ネットワークシステムにより、市町村から障害者情報を入手する。 納税義務者から還付金の受取口座を公金受取口座とする旨の意思表示があった場合は、情報提供ネットワークシステムにより、関係機関から必要な情報を入手する。 ・その他（住民基本台帳ネットワークシステム） 個人番号の真正性の確認等のため、住民基本台帳ネットワークシステムにより氏名等の情報を紙又は電子記録媒体により入手する。	
⑤本人への明示	1. 地方税法その他地方税に関する法律、愛媛県県税賦課徴収条例その他の規程において、税務関係書類に特定個人情報の記載を求めることが規定されることにより、特定個人情報を入手することが明示される。 2. 情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の入手については、番号法にて明示される。	
⑥使用目的 ※	より公平・公正な県税の賦課、徴収事務の効率化	
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	愛媛県総務部行財政推進局税務課、企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課、各地方局・支局税務担当課
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	1. 課税に関する事務 申告、届出等による情報から課税業務を行う。 2. 収納管理に関する事務 収納、課税等の情報から収納管理業務を行う。 3. 滞納整理に関する事務 滞納者情報から滞納整理業務を行う。 4. 宛名管理に関する事務 納税者の宛名情報の特定や名寄せを行い、宛名管理業務を行う。	

	情報の突合 ※	1. 課税に関する事務 ・申告書等に記載された内容について、庁内関係部署、国、他の都道府県及び市町村等から入手した関係情報との突合を行う。 ・県税の減免決定等を行うため、庁内関係部署及び市町村から情報ネットワークシステムを通じて入手した障害者情報との突合を行う。 2. 宛名管理に関する事務(1～3に係る宛名管理) 申告書等に記載された特定個人情報の確認については、住民基本台帳ネットワーク又は団体内統合宛名システムから入手した情報と突合を行う。
	情報の統計分析 ※	県税の賦課徴収に関する統計や分析は行うが、特定の個人と判断できるような統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	1. 地方税関係情報による県税の税額決定 2. 障害者に対する県税の減免決定 3. 生活保護情報等に基づく滞納処分(執行停止、財産差押等)の決定 4. 災害に対する県税の減免決定
⑨使用開始日		令和4年10月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ 委託しない (1) 件
委託事項1		県税クラウドサービスの運用維持管理業務
①委託内容		県税クラウドサービスの運用、維持管理に関する業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 <div> <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 </div>
	対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <div> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
	対象となる本人の範囲 ※	愛媛県税に係る納税義務者及び課税調査対象者
	その妥当性	県税クラウドサービスの安定的な稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者にシステムの運用維持管理を委託する必要がある、その運用維持管理を実施するために、特定個人情報ファイルを含むシステム全体を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		☐ 100人以上500人未満 <div> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </div>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN))
⑤委託先名の確認方法		電話等の問合せがあれば必要に応じて回答する。
⑥委託先名		株式会社NTTデータ
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託は原則禁止しているが、委託先から再委託の承認申請があり、理由や内容を精査し、県が承認した場合に限り、許諾する。なお、秘密保持等について委託先と同等の一切の義務を遵守させる条件を付す。
	⑨再委託事項	運用維持管理業務の一部

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☒] 提供を行っている (2) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	県内関係市町
①法令上の根拠	番号法第19条10号
②提供先における用途	地方税法第739条の5に基づく特例滞納処分
③提供する情報	個人県民税の滞納者に対して行った滞納整理情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <div style="display: inline-block; vertical-align: top; margin-left: 10px;"> <small>＜選択肢＞</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法第739条の5に基づく特例滞納処分に該当する納税義務者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> [] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () </div> <div> [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☒] 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	年1回

6. 特定個人情報の保管・消去													
①保管場所 ※		<p>＜県税クラウドサービスにおける措置＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 県税クラウドサービスのデータはデータセンター内に設置され、委託業者の認定するデータセンターを保守する業者により24時間365日運用監視している。 2. データセンター内は、全館入退館管理システムおよびビデオカメラにより常時監視され、サーバー室入り口扉では生体認証を採用している。 3. データセンター内の全ての機器はラックに搭載され、ラックは常時施錠している。 4. サーバー室等への入退室をする際は、データの漏えい防止のため、電子記録媒体や携帯電話等の不要な機器の持ち込みは禁止している。 5. バックアップデータは、バックアップセンターにて当該システムの担当者のみアクセスできるサーバーに保管しており、データセンターと同等のセキュリティである。 6. 業務端末設置場所、記録媒体の保管場所については、施錠管理を行っている。 <p>＜団体内統合宛名システムにおける措置＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. サーバが設置してある部屋は、生体認証により入退室が管理されている。 2. サーバへのアクセスには、IDとパスワードによる認証を必要としている。 <p>＜中間サーバーにおける措置＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 2. 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 											
	②保管期間	<p>＜選択肢＞</p> <table> <tr> <td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr> <tr> <td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td></tr> </table> <p>[6年以上10年未満]</p>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
	その妥当性	県税の賦課、徴収及びそれに関する訴訟に対応するため、一定の期間、特定個人情報を保管する必要がある。											
③消去方法		<p>＜県税クラウドサービス＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. データファイルについては、県税クラウドサービス内及び外部記録媒体の情報を税目毎に定められた方法で消去する。 2. 記録媒体については、愛媛県セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ管理者の承認を受けた上で、物理的に復元できないような措置を講じた上で廃棄する。 3. データセンター内における1及び2の実施状況については、セキュリティ監査報告書等により適切に処理したことを確認する。 4. 申請書等の紙媒体については、外部業者による焼却処理を行う。 5. 提供・移転した情報は、提供・移転先において、不要となり次第、適切に処分する。 <p>＜団体内統合宛名システム＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 庁内で統一的な消去手順を定め、不要なデータファイルを削除する。 2. ディスク交換やハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、職員立ち会いのもと、物理的破壊により完全に消去する。 <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 2. クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 3. 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 											
7. 備考													

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

①共通番号ファイル

納税者番号、基本情報履歴連番、共通番号、支店番号、人格区分、氏名名称、通称名、アルファベット氏名、旧氏名、氏名名称カナ、通称名カナ、アルファベット氏名カナ、旧氏名カナ、市町村コード、住所、開始年月日、照会年月日、性別、一括照会フラグ、一括照会状態、真正性確認年月日、真正性確認状態、共通番号取得源、外字情報氏名外字数、外字情報住所外字数、外字情報旧氏外字数、登録年月日、登録事務所コード、登録税目コード、登録事由コード、異動年月日、異動事務所コード、異動税目コード、異動事由コード、統合宛名番号、統合宛名連携年月日、統合宛名連携区分、メモ、ユーザID、生存状況、外部IF特定キー、外部IF税目コード、外部IF事務所コード

②国税申告ファイル

国税データ連番、事務所コード、局署番号、整理番号、利用者識別番号、提出年月日、異動事由、取込区分、異動年月日、課税年度、申告区分、営業等収入金額、他事業収入金額、不動産収入金額、総合譲渡短期収入金額、総合譲渡長期収入金額、一時収入金額、営業等所得金額、他事業所得金額、不動産所得金額、利子所得金額、配当所得金額、給与所得金額、雑所得(その他)、総合譲渡一時、総合課税所得金額、分離課税所得金額、総合譲渡一時所得金額、総所得金額、合計所得金額、合計所得控除額、前営業所得金額、前不動産所得金額、前農業所得金額、前雑所得金額、前総合譲渡一時、申告納税額、専従者給与控除額、青色申告特別控除額、繰越損失控除額、障害者控除額、寡婦・寡夫控除額、非課税所得等番号、非課税所得等所得金額、不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額、事業用資産譲渡損失額、他都道府県事務所等区分、台帳番号、一連番号、バッチ番号、バッチ内一連番号、受信日付、ファイル名、郵便番号、市町村コード、住所、住所カナ、1月1日住所、屋号、屋号カナ、氏名、氏名カナ、生年月日、職業、青白区分、市外局番、市内局番、加入者番号、開業年月日、廃業年月日、準確事実発生日、障害者氏名、イメージファイル格納場所、開始・廃止の区分(区分コード)、損失区分(区分コード)、損失区分(区分名)、上の(26)に対する税額又は第三表の(86)、専従者給与(控除)額合計、申告書第二_住所以外の事業所所在地、申告書第二_源泉徴収所得の種類1、申告書第二_所得の生ずる場所1、申告書第二_支払者の氏名1、申告書第二_収入金額1、申告書第二_源泉徴収所得の種類2、申告書第二_所得の生ずる場所2、申告書第二_支払者の氏名2、申告書第二_収入金額2、申告書第二_源泉徴収所得の種類3、申告書第二_所得の生ずる場所3、申告書第二_支払者の氏名3、申告書第二_収入金額3、申告書第二_源泉徴収所得の種類4、申告書第二_所得の生ずる場所4、申告書第二_支払者の氏名4、申告書第二_収入金額4、申告書第二_源泉徴収所得の種類5、申告書第二_所得の生ずる場所5、申告書第二_支払者の氏名5、申告書第二_収入金額5、申告書第二_源泉徴収所得の種類6、申告書第二_所得の生ずる場所6、申告書第二_支払者の氏名6、申告書第二_収入金額6、申告書第二_次業合計金額、申告書第二_専従者給与(控除)額の合計額、申告書第二_専従者給与(控除額)内訳1、申告書第二_専従者給与(控除額)内訳2、申告書第二_専従者給与(控除額)内訳3、申告書第二_雑所得等所得の種類1、申告書第二_雑所得等所得の生ずる場所1、申告書第二_雑所得等所得の金額1、申告書第二_雑所得等所得の種類2、申告書第二_雑所得等所得の生ずる場所2、申告書第二_雑所得等所得の金額2、申告書第二_雑所得等所得の種類3、申告書第二_雑所得等所得の生ずる場所3、申告書第二_雑所得等所得の金額3、申告書第二_雑所得等所得の種類4、申告書第二_雑所得等所得の生ずる場所4、申告書第二_雑所得等所得の金額4、申告書第二_特例適用条文等、申告書第二_損益通算特例適用前不動産所得、事業所読み、事業所名称、事業所郵便番号(上3桁)、事業所郵便番号(下4桁)、事業所住所、事業所屋号、事業所電話番号(市外局番)、事業所電話番号(市内局番)、事業所電話番号(加入者番号)、登録済区分、関連番号

③不動産納税者予定ファイル

一括取込番号、納税者連番、納税者番号、納税者区分、人格区分、法人格コード、法人格前後コード、氏名名称カナ、氏名名称、支店営業所名、納税者住所コード、納税者郵便番号、納税者住所、納税者番地、納税者方書、電話番号、携帯電話番号、持分分子、持分母、納税者失格区分、宅建業者区分、名寄せ項目エラー有無、名寄せ結果、エラー状態区分、関連番号

④賦課予定ファイル

国税番号、課税番号、事務所コード、事業年、課税すべき年度、課税年度、申告処理区分、異動年月日、国税異動事由、処理年月日、決議年月日、納期選択区分、1期納期限、2期納期限、調定額、1期調定額、2期調定額、局署番号、利用者識別番号、主業種区分、国税業種大分類、国税業種小分類、青白区分、所得税区分、配偶者区分、帳票出力区分、分割区分、分割総数、分割本数、税額算出区分、措置法適用区分、処理区分1、処理区分2、処理区分3、業種区分1、業種区分2、業種区分3、職業1、職業2、職業3、収入金額1、収入金額2、収入金額3、所得金額1、所得金額2、所得金額3、青色申告特別控除額1、青色申告特別控除額2、青色申告特別控除額3、非課税区分1、非課税区分2、非課税区分3、非課税額1、非課税額2、非課税額3、業種税率1、業種税率2、業種税率3、業種別課税標準総額1、業種別課税標準総額2、業種別課税標準総額3、業種別課税標準本県分1、業種別課税標準本県分2、業種別課税標準本県分3、業種別税額1、業種別税額2、業種別税額3、課税標準総額、課税標準本県分、事業月数、事業主控除額、事業専従者数、事業専従者控除額、旧非課税特例控除額、損失繰越控除額、被災損失繰越控除額、資産譲渡損失控除額、譲渡損失繰越控除額、外国所得控除額、所得税算入額区分、所得税算入額、所得税専従者数、所得税専従者控除額、社会保険収入金額、社会保険所得金額、自由診療所得金額、総所得金額、減免区分、減免額、国税新規、納税者番号、郵便番号、市町村コード、住所、住所カナ、屋号、屋号カナ、氏名、氏名カナ、生年月日、市外局番、市内局番、加入者番号、開業年月日、廃業年月日、管轄外区分、名寄せ有区分、県税業種無区分、兼業有区分、医業業種区分、不動産有区分、エラー状態区分、臨戸調査区分、課免等対象課税標準額、イメージファイル格納場所、付箋1、付箋2、付箋3、関連番号、身元確認区分、番号確認区分、その他控除額

⑤照会用国税申告ファイル

国税データ連番、事務所コード、局署番号、整理番号、利用者識別番号、提出年月日、異動事由、取込区分、異動年月日、課税年度、申告区分、営業等収入金額、他事業収入金額、不動産収入金額、総合譲渡短期収入金額、総合譲渡長期収入金額、一時収入金額、営業等所得金額、他事業所得金額、不動産所得金額、利子所得金額、配当所得金額、給与所得金額、雑所得(その他)、総合譲渡一時、総合課税所得金額、分離課税所得金額、総合譲渡一時所得金額、総所得金額、合計所得金額、合計所得控除額、前営業所得金額、前不動産所得金額、前農業所得金額、前雑所得金額、前総合譲渡一時、申告納税額、専従者給与控除額、青色申告特別控除額、繰越損失控除額、障害者控除額、寡婦・寡夫控除額、非課税所得等番号、非課税所得等所得金額、不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額、事業用資産譲渡損失額、他都道府県事務所等区分、台帳番号、一連番号、バッチ番号、バッチ内一連番号、受信日付、ファイル名、郵便番号、市町村コード、住所、住所カナ、1月1日住所、屋号、屋号カナ、氏名、氏名カナ、生年月日、職業、青白区分、市外局番、市内局番、加入者番号、開業年月日、廃業年月日、準確事実発生日、障害者氏名、イメージファイル格納場所、開始・廃止の区分(区分コード)、損失区分(区分コード)、損失区分(区分名)、上の(26)に対する税額又は第三表の(86)、専従者給与(控除)額合計、申告書第二_住所以外の事業所所在地、申告書第二_源泉徴収所得の種類1、申告書第二_所得の生ずる場所1、申告書第二_支払者の氏名1、申告書第二_収入金額1、申告書第二_源泉徴収所得の種類2、申告書第二_所得の生ずる場所2、申告書第二_支払者の氏名2、申告書第二_収入金額2、申告書第二_源泉徴収所得の種類3、申告書第二_所得の生ずる場所3、申告書第二_支払者の氏名3、申告書第二_収入金額3、申告書第二_源泉徴収所得の種類4、申告書第二_所得の生ずる場所4、申告書第二_支払者の氏名4、申告書第二_収入金額4、申告書第二_源泉徴収所得の種類5、申告書第二_所得の生ずる場所5、申告書第二_支払者の氏名5、申告書第二_収入金額5、申告書第二_源泉徴収所得の種類6、申告書第二_所得の生ずる場所6、申告書第二_支払者の氏名6、申告書第二_収入金額6、申告書第二_次業合計金額、申告書第二_専従者給与(控除)額の合計額、申告書第二_専従者給与(控除額)内訳1、申告書第二_専従者給与(控除額)内訳2、申告書第二_専従者給与(控除額)内訳3、申告書第二_雑所得等所得の種類1、申告書第二_雑所得等所得の生ずる場所1、申告書第二_雑所得等所得の金額1、申告書第二_雑所得等所得の種類2、申告書第二_雑所得等所得の生ずる場所2、申告書第二_雑所得等所得の金額2、申告書第二_雑所得等所得の種類3、申告書第二_雑所得等所得の生ずる場所3、申告書第二_雑所得等所得の金額3、申告書第二_雑所得等所得の種類4、申告書第二_雑所得等所得の生ずる場所4、申告書第二_雑所得等所得の金額4、申告書第二_特例適用条文等、申告書第二_損益通算特例適用前不動産所得、事業所読み、事業所名称、事業所郵便番号(上3桁)、事業所郵便番号(下4桁)、事業所住所、事業所屋号、事業所電話番号(市外局番)、事業所電話番号(市内局番)、事業所電話番号(加入者番号)、登録済区分、関連番号

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
県税クラウドサービスデータベースファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>＜本人及び本人の代理人における措置＞ 本人又は代理人が書面を提出する際に、対象者以外の特定個人情報を記載することがないようにチェックを行う。</p> <p>＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ 団体内統合宛名システムを通じて入手する際には、特定の権限者以外は情報を入手できない仕組みとする。また、アクセスログを取得し、情報セキュリティ管理者が確認することを権限者に周知することで抑止を図る。</p> <p>＜国税連携システムにおける措置＞ 国税連携システムにおいて、入手可能な情報は、専用線を通じて国税庁から送信された情報の入手のみとなる。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>＜本人及び本人の代理人における措置＞ 特定個人情報の入手については、地方税法に定められた申告書等の書面様式を使用し、必要な情報のみを入手する。</p> <p>＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ 団体内統合宛名システムを使用する際には、特定の権限者以外は情報を入手できない仕組みとする。また、アクセスログを取得し、情報セキュリティ管理者が確認することを権限者に周知することで抑止を図る。</p> <p>＜国税連携システム＞ 国税連携システムで定められた様式により受信することから、必要な情報以外の入手はできない。</p>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>＜本人及び本人の代理人における措置＞ 特定個人情報の入手については、地方税法に定められた申告書等の書面様式を使用し、必要な情報のみを入手する。</p> <p>＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ 団体内統合宛名システムを使用する際には、特定の権限者以外は情報が入手できない仕組みとする。また、アクセスログを取得し、情報セキュリティ管理者が確認することを権限者に周知することで抑止を図る。</p> <p>＜国税連携システムにおける措置＞ 国税庁からは定められた必要な情報以外の送付はないため、それ以外の情報は入手はできない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>＜本人及び本人の代理人における措置＞ 1. 納税義務者から窓口で申告書等の提出を受ける際に、個人番号カードもしくは通知カードと身分証明書等の提示を受ける等、番号法令に定められた方法により本人確認を厳格に行う。 2. 代理人から窓口で申告書等の提出を受ける場合は、代理権(委任状等)、代理人の確認(個人番号カード等)、納税義務者本人の確認(個人番号が記載された住民票の写し等)により確認を行う等、番号法令等に定められた方法により本人確認を行う。</p> <p>＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ 団体内業務システムにおいて、番号法令に定められた方法により本人確認を厳格に行い、団体内統合宛名システムに反映する。</p> <p>＜国税連携システムにおける措置＞ 番号法令に基づき本人確認された情報が受信される。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>＜本人及び本人の代理人における措置＞ 1. 本人又はその代理人から入手する際には、個人番号カードの提示等、番号法令に定められた方法により、個人番号の真正性を確認する。 2. 必要に応じて住民基本台帳ネットワークシステム及び団体内統合宛名システムを利用して、個人番号の確認を行う。</p> <p>＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ 団体内業務システムにおいて、番号法令に定められた方法により真正性を厳格に行い、団体内統合宛名システムに反映する。</p> <p>＜国税連携システムにおける措置＞ 番号法令に基づき真正性が確認された情報が受信される。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	本人又は本人の代理人への申告書内容等の確認、庁内他部署や国、他の都道府県及び市町村から入手した情報、住基ネットワークシステムの利用等により特定個人情報の正確性を確保する。
その他の措置の内容	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<本人及び本人の代理人における措置> 1. 本人から書面で受け取る場合は、地方局及び支局の税務担当課において直接受け取ることを原則とする。 2. 郵送の場合は、地方局及び支局の担当課名を明記し、送付するよう周知する。 <団体内統合宛名システム及び住民基本台帳ネットワークにおける措置> 団体内統合宛名システム及び住民基本台帳ネットワークから情報を入手する際に外部記録媒体を利用する場合は、使用する媒体を限定するとともに、記録情報を安全性が評価・監視されている方式により暗号化する。また、記録媒体については施錠保管するなど盗難防止措置を講ずるとともに、使用後は速やかに媒体から情報を削除する措置を図る。 <国税連携システムにおける措置> 国税庁からの特定個人情報の入手は専用線を通じて行われており、情報が漏えい・紛失する恐れはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	<団体内統合宛名システムにおける措置> 1. 団体内統合宛名システムには、県税クラウドサービスにひも付く整理番号以外の県税賦課徴収事務に関する情報を保持しない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	1. 県税クラウドサービスには、県税賦課徴収事務に関係のない情報を保有しない。 2. 団体内統合宛名システム及び住民基本台帳ネットワークシステムと県税クラウドサービスとは直接接続しない。 3. 県税クラウドサービスとその他システム(国税連携システム及び団体内統合宛名システム)とのファイルの連携を行う際には、当該事務を行う職員を限定し、アクセス制御等を行う。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1. 県税クラウドサービスにアクセスできる職員及び委託先全てに対し、個人ごとのユーザIDとパスワード及び生体認証によりアクセス制御を行う。 2. ユーザIDのログ情報を保管して、管理する。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1. ユーザIDとパスワード及び生体情報の管理 県税クラウドサービスにアクセスできる本県職員及び委託先職員を限定するとともに、業務上必要な範囲のアクセス権限を付与する。 2. ユーザIDとパスワード及び生体情報の失効管理 県税クラウドサービスへのアクセス権限を有していた職員の異動退職や委託先の変更等があった場合、アクセス権限を更新して失効させる。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1. システムパスワードは、定期的に変更する。 2. 管理者権限は、必要最小限度の職員に限定して与える。 3. 特定個人情報を取り扱う県税クラウドサービスのアクセス権限は、担当職員に応じ必要最低限の業務しか利用できないよう権限管理を行う。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	1. 不正アクセスを分析するため、端末情報、画面ID等の記録を取得し、保管する。 2. ログ記録はセキュリティ管理責任者が検査・分析を行う。 3. ログ記録は7年間保管する。	
その他の措置の内容	離席時等には、操作端末の画面の盗み見や不正利用対策として、パスワード付スクリーンセーバーの設定を徹底する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	業務外利用の禁止等や、業務情報の漏えい等について、庁内の情報セキュリティ研修や県担当者等が参加する会議等において周知徹底を図る。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	1. 職員が特定個人情報を管理しているサーバ上のデータベースに直接アクセスできない仕様となっている。 2. 外部記録媒体への出力は、システム管理者が、特定の端末で実施し、ログ記録を取得するとともに、媒体については、施錠できる金庫等で保管する。また、媒体の使用後は特定個人情報を含むファイルを速やかに削除する。データセンター内における実施状況については、セキュリティ監査報告書等により適切に処理したことを確認する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託契約の内容に、「愛媛県情報セキュリティポリシー」の遵守及び「個人情報取扱特記事項」を含めるとともに、適宜、委託事業者の個人情報管理体制等を確認する。 ・個人情報の管理的保護措置（個人情報取扱規定、体制等の整備等） ・個人情報の物理的保護措置（人的安全管理、施設及び設備の整備、データ管理、盗難対策等） ・個人情報の技術的保護措置（アクセス制限、アクセス監視や記録等）	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	＜選択肢＞ 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	1. 作業者を限定するため、委託作業者を限定し、秘密保持及び法令遵守に関する誓約書を提出させる。 2. 閲覧、更新権限を持つ者を必要最小限にする。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	県税クラウドサービスへのアクセスは、ユーザIDとパスワード及び生体認証により制御を行い、ユーザIDのログ情報を保管して、管理する。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	＜提供に関するルール＞ 1. 委託先又は再委託先の特定個人情報の取扱い場所は、県が指定する委託業務実施場所に限定していることから、他者に提供されることはない。 2. 委託先は愛媛県の承諾がある場合を除き、特定個人情報を再委託先に提供してはならない。 ＜ルール順守の確認方法＞ 1. 再委託に提供する場合、あらかじめ書面による愛媛県の承諾が必要となっている。 2. 再委託先に提供した場合は、委託先から定期報告を求める。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	＜提供に関するルール＞ 1. 情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守 2. 委託先の責任者、委託内容、作業員、作業場所の特定 3. 従業員に対する教育の実施 4. 提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止 5. 業務上知り得た情報の守秘義務 6. 再委託に関する制限事項の遵守 7. 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等 ＜ルール順守の確認方法＞ 1. 委託業務の定期報告及び緊急時報告義務 2. 県による監査、検査	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	＜ルールの内容＞ 1. 愛媛県から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに愛媛県に返還する。 2. 委託先自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去する。 ＜ルール遵守の確認方法＞ 1. 個人情報の管理の状況について、県は随時、実地調査することができる。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	1. 情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守 2. 委託先の責任者、委託内容、作業員、作業場所の特定 3. 従業員に対する教育の実施 4. 提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止 5. 業務上知り得た情報の守秘義務 6. 再委託に関する制限事項の遵守 7. 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	1. 再委託先の特定個人情報の取扱い場所は指定する委託業務実施場所に限定している。 2. 委託先から再委託先の個人情報の取扱いを十分に管理する旨の記載のある書面を提出させる。 3. 作業者を限定し、秘密保持及び法令遵守に関する誓約書を提出させる。 4. 委託先から、再委託先の業務について随時報告書を提出させる。	
その他の措置の内容		

リスクへの対策は十分か	<div> <div>十分である</div> <div> <div>＜選択肢＞</div> <div> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> <div>3) 課題が残されている</div> </div> </div> </div>
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<div></div>	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	<div> <div>[記録を残している]</div> <div> <div><選択肢></div> <div>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</div> </div> </div>	
具体的な方法	<div> <div><地方税法第739条の5に基づく特例滞納処分></div> <div>紙媒体により、関係市町に手交し、データでの提供は実施しない。</div> <div><国税連携データ></div> <div>国税連携システムを使用し団体間で提供されるものであり、ファイル回送についてシステムに記録される。</div> </div>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	<div> <div>[定めている]</div> <div> <div><選択肢></div> <div>1) 定めている 2) 定めていない</div> </div> </div>	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<div> <div><地方税法第739条の5に基づく特例滞納処分></div> <div>紙媒体により、関係市町に通知書を手交し、データでの提供は実施しない。</div> <div><国税連携データ></div> <div>国税連携ネットワークシステム管理者は「国税連携ネットワークシステム管理運用要綱」に則り、システムが適正に運用されているか確認している。</div> </div>	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	<div> <div>[十分である]</div> <div> <div><選択肢></div> <div>1) 特に力を入れている 2) 十分である</div> <div>3) 課題が残されている</div> </div> </div>	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<div> <div><地方税法第739条の5に基づく特例滞納処分></div> <div>関係市町へは、紙媒体の返還用の通知書を手交し、データでの提供は実施しない。</div> <div><国税連携データ></div> <div>特定個人情報は安全性が評価・監視されている方式により暗号化され専用回線を通じて提供される。</div> </div>	
リスクへの対策は十分か	<div> <div>[十分である]</div> <div> <div><選択肢></div> <div>1) 特に力を入れている 2) 十分である</div> <div>3) 課題が残されている</div> </div> </div>	
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<div> <div><地方税法第739条の5に基づく特例滞納処分></div> <div>関係市町へは、紙媒体の返還用の通知書を手交し、データでの提供は実施しない。</div> <div><国税連携データ></div> <div>国税連携システムを利用した回送については、複数の職員で確認したのち承認する。</div> </div>	
リスクへの対策は十分か	<div> <div>[十分である]</div> <div> <div><選択肢></div> <div>1) 特に力を入れている 2) 十分である</div> <div>3) 課題が残されている</div> </div> </div>	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><愛媛県における措置></p> <p>1. 特定個人情報の入手については、県税賦課徴収事務に関係のない入手が行われないよう実施手順を定め運用する。</p> <p>2. 団体内統合宛名システム及び中間サーバーにアクセス権限のある職員については、番号法に基づき業務上必要な情報について照会を行うことを周知徹底する。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <p>1. 利用者毎にIDとパスワードを付与し、特定個人情報を照会できる職員は必要最小限とするほか、業務上必要なデータのみにアクセスできるように制御する。</p> <p>2. 実施手順書、操作研修会等により、利用者のセキュリティ意識の向上を図る。</p> <p>3. 操作ログを記録し、情報セキュリティ管理者が確認することを周知することで不適切な利用を抑制する。</p> <p>4. 利用可能な端末を制限し、施錠可能な執務室内に配備する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>1. 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>2. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとなっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている </p>	

リスクに対する措置の内容	<p>＜愛媛県における措置＞</p> <p>1. 情報を入手する際に外部記録機器媒体を利用する場合は、使用する媒体を限定するとともに、記録情報を安全性が評価・監視されている方式により暗号化する。また、記録媒体については施錠保管するなど盗難防止措置を講ずるとともに、使用後は速やかに媒体から情報を削除する措置を図る。</p> <p>＜団体内統合宛名システムにおける措置＞</p> <p>1. 団体内統合宛名システムには、県税クラウドサービスにひも付く整理番号以外の県税賦課徴収事務に関する情報を保持しない。</p> <p>2. 利用者毎にIDとパスワードを付与し、特定個人情報を照会できる職員は必要最小限とするほか、業務上必要なデータのみアクセスできるように制御する。</p> <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>1. 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p> <p>2. 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>3. 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>4. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>2. 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>3. 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>1. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>2. 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>2. 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>3. 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>4. 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<県税クラウドサービスにおける措置> 1. 県税クラウドサービスのデータはデータセンター内に設置され、委託業者の認定するデータセンターを保守する業者により24時間365日運用監視している。 2. データセンター内は、全館入退館管理システムおよびビデオカメラにより常時監視され、サーバー室入り口扉では生体認証を採用している。 3. データセンター内の全ての機器はラックに搭載され、ラックは常時施錠している。 4. サーバー室等への入退室をする際は、データの漏えい防止のため、電子記録媒体や携帯電話等の不要な機器の持ち込みは禁止している。 5. バックアップデータは、バックアップセンターにて当該システムの担当者のみアクセスできるサーバーに保管しており、データセンターと同等のセキュリティである。 6. 業務端末設置場所、記録媒体の保管場所については、施錠管理を行っている。 <団体内統合宛名システムにおける措置> 1. 団体内統合宛名システムには、県税クラウドサービスにひも付く整理番号以外の県税賦課徴収事務に関する情報を保持しない。 2. サーバーが設置している部屋は、生体認証により入退室が管理されている。 3. 端末設置場所、記録媒体の保管場所については施錠管理を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<県税クラウドサービスにおける措置> 1. 県税クラウドサービスへのアクセスはユーザIDとパスワード及び生体認証による認証が必要。 2. 県税クラウドサービスで利用する庁内ネットワークは、ファイアウォールにより外部からの不正アクセスはできない仕組みになっている。 3. 県税クラウドサービスが稼働するサーバが設置されているデータセンタと庁内ネットワークはLGWAN回線で接続され、ファイアウォールで保護されている。 4. ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの自動更新を行っている。 <団体内統合宛名システムにおける措置> 1. ウィルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルを適用する。 2. OSやアプリケーションは事前に動作確認を行い、最新のセキュリティパッチを適用する。 3. ファイアウォール、ルータ等により外部からの不正アクセスはできない仕組みになっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2. 中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 3. 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 4. 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 5. 中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 6. 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 7. 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
<div>その内容</div>	愛媛県税に係る納税通知書等作成封緘業務の委託先から、コンピュータネットワークへのランサムウェア被害が発生し、その後の外部専門家による調査により、本県の保有個人情報が含まれる電子ファイルがあることが確認された。	
<div>再発防止策の内容</div>	委託業者内部での個人情報の適正管理、情報セキュリティ体制の確保の徹底	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
<div>具体的な保管方法</div>	死者の個人番号と生存する個人の個人番号とを分けて管理しないため、「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	特定個人情報は、地方税法の規定による申告及び届出等の提出の都度、随時最新の住所情報等に更新される。ただし、申告書等は、修正申告書等が提出されたとしても、当初の申告書等は、保存期間まで原本として保存しておく必要があるため、特定個人情報古いまま保管されることがある。
リスクへの対策は十分か	<div> <div>[十分である]</div> <div> <div><選択肢></div> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> <div>3) 課題が残されている</div> </div> </div>
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	<div> <div>[定めている]</div> <div> <div><選択肢></div> <div>1) 定めている</div> <div>2) 定めていない</div> </div> </div>
手順の内容	1. データファイルについては、県税クラウドサービス内及び外部記録媒体の情報を税目毎に定められた方法で消去する。 2. 記録媒体については、愛媛県セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ管理者の承認を受けた上で、物理的に復元できないような措置を講じた上で廃棄する。 3. データセンター内における1及び2の実施状況については、セキュリティ監査報告書等により適切に処理したことを確認する。 4. 申請書等の紙媒体については、外部業者による焼却処理を行う。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<div> <div>[十分である]</div> <div> <div><選択肢></div> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> <div>3) 課題が残されている</div> </div> </div>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<div> <div>[十分にしている]</div> <div> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない </div> </div>
具体的なチェック方法	<p>本評価書の記載内容に沿った運用がされているか点検するためのチェックシートを作成し、税務職員を対象に年1回、各担当部署内で自己点検を実施する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1. 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<div> <div>[十分にしている]</div> <div> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない </div> </div>
具体的な内容	<p>1. 愛媛県情報セキュリティポリシーに基づき情報セキュリティ対策が実施されているか、年1回の内部監査を実施する。</p> <p>2. 情報システム管理者は、外部委託業者に情報システム等の運用管理を委託している場合は、当該外部委託事業者の下請け事業者も含めて、ポリシーの遵守について監査を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div> <div>[十分にしている]</div> <div> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない </div> </div>
具体的な方法	<p><愛媛県における措置></p> <p>1. 各担当部署において、愛媛県情報セキュリティポリシーに基づき、年1回研修を実施している。</p> <p>2. 税務新任者に対して行われる研修において、セキュリティ研修を実施する。</p> <p>3. 朝礼等において、セキュリティ管理責任者から、注意喚起を実施する。</p> <p>4. e-ラーニング等により税務職員に対するセキュリティ研修を実施している。</p> <p>5. 委託事業者については、従業員に対し情報セキュリティに関し必要な教育を実施している。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <p>1. 実施手順書、操作研修会等により、利用者のセキュリティ意識の向上を図る。</p> <p>2. 操作ログを記録し、情報セキュリティ管理者が確認することを周知することで不適切な利用を抑制する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1. IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規定等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1. 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	<p>【本庁総合窓口】 企画振興部政策企画局広報広聴課 〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2 089-912-2244</p> <p>【地方機関総合窓口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東予地方局総務県民課 〒793-0042 愛媛県西条市喜多川796の1 0897-56-1300 ・四国中央土木事務所用地管理課 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-24-4455 ・東予地方局産業振興課(西条第二庁舎) 〒791-0508 愛媛県西条市丹原町池田1611 0898-68-7322 ・今治支局総務県民室 〒794-8502 愛媛県今治市旭町1丁目4の9 0898-23-2500 ・中予地方局総務県民課 〒790-8502 愛媛県松山市北持田町132 089-941-1111 ・久万高原土木事務所用地管理課 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万571の1 0892-21-1210 ・南予地方局総務県民課 〒798-8511 愛媛県宇和島市天神町7番1号 0895-22-5211 ・八幡浜支局総務県民室 〒796-0048 愛媛県八幡浜市北浜1丁目3番37号 0894-22-4111 ・大洲土木事務所事業管理課 〒795-8504 愛媛県大洲市田口甲425-1 0893-24-5121 ・西予土木事務所用地管理課 〒797-0015 愛媛県西予市宇和町卯之町5丁目175の3 0894-62-1331 ・愛南土木事務所用地管理課 〒798-4194 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420 0895-72-1145
②請求方法	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求をすることができる。
特記事項	
③手数料等	<p>[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料</p> <p>(手数料額) 閲覧(視聴)は無料。県が定める写しの作成に必要な費用の額及び送付に用する実費相当額が必要。</p> <p>(手数料額、納付方法: (納付方法)) 窓口での現金納付又は納入通知書による納付(文書の写しの送付により交付を受ける場合に限る)</p>
④個人情報ファイル簿の公表	<p>[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
個人情報ファイル名	県税過誤納金処理事務、県税還付金債権譲渡処理事務、県税収納管理事務、納税証明書発行事務、個人事業税賦課事務、県税に係る審査請求の審理及び裁決事務、鉱区税賦課事務、狩猟税賦課事務、督促状発付事務、不納欠損処分事務、滞納整理事務、公売事務、納税貯蓄組合育成指導事務、不動産取得税賦課事務、軽油引取税賦課事務、軽油引取税免税事務、自動車税種別割賦課事務、自動車税種別割身体障害者免税事務
公表場所	愛媛県企画振興部政策企画局広報広聴課情報公開係
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	愛媛県総務部行財政推進局税務課 〒790-8570 松山市一番町4-4-2 電話番号:089-912-2201
②対応方法	問合せの内容について記録を残すとともに、適切に回答する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	<div style="text-align: center;">[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる]</div> <div> <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施) </div>
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	愛媛県パブリック・コメント制度の実施に関する要綱に基づき実施
②実施日・期間	令和8年6月12日から令和8年7月13日
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	※国民・住民からの意見はなし。
⑤評価書への反映	※国民・住民からの意見はなし。
3. 第三者点検	
①実施日	令和8年8月～10月(予定)
②方法	愛媛県情報公開・個人情報保護審査会
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月1日	I 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		【令和4年10月稼働予定】 県税クラウドサービスを追加	事前	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条に基づき重要な変更を加えるため
令和3年10月1日	I 2 システム3 ②システムの機能	8. 職員認証・権限管理機能 認証基盤と連携し、職員認証を行う。 9. システム管理機能 時刻同期、稼働監視、運用管理、バックアップ等のシステム管理全般を行う。	8. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 9. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和3年10月1日	I 2 システム6 ②システムの機能	8. 職員認証・権限管理機能 職員認証によるアクセス制御、ログの取得、保存、管理を行う。 9. システム管理機能 時刻同期、稼働監視、運用管理、バックアップ等のシステム管理全般を実現する。	8. 職員認証・権限管理機能 職員認証によるアクセス制御及び職員に応じた権限の付与、ログの取得、保存、管理を行う。 9. システム管理機能 稼働監視、運用管理、バックアップ等のシステム管理全般を実現する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和3年10月1日	I 3 特定個人情報ファイル名		【令和4年10月稼働予定】 県税クラウドサービスを追加	事前	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条に基づき重要な変更を加えるため
令和3年10月1日	I 6 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和3年10月1日	II 5 ①法令上の根拠	番号法第19条8号	番号法第19条9号	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月1日	(別添1)事務の内容		【令和4年10月稼働予定】 県税クラウドサービスを追加	事前	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条に基づき重要な変更を加えるため
令和3年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要		【令和4年10月稼働予定】 県税クラウドサービスを追加	事前	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条に基づき重要な変更を加えるため
令和3年10月1日	Ⅱ 3 ①入手元	情報システム課	スマート行政推進課	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和3年10月1日	Ⅱ 3 ⑦使用の主体 使用部署	企画振興部政策企画局情報システム課	企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和3年10月1日	Ⅱ 4 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○] その他 (提供は行わない。)	[○] その他 (庁内LAN回線)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和3年10月1日	Ⅱ 4 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○] その他 (提供は行わない。(委託事業者が特定個人情報を取り扱うことはない。))	[○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和3年10月1日	Ⅱ 6 ①保管場所	＜県税オンラインシステムにおける措置＞ 3. バックアップデータは安全性が評価・監視されている方式により暗号化し、耐震化させ、セキュリティゲート等により入退室管理された遠隔地のデータセンターに遠隔地複製保管を実施している。	＜県税オンラインシステムにおける措置＞ 3. バックアップデータは安全性が評価・監視されている方式により暗号化し、セキュリティゲート等により入退室管理された遠隔地のデータセンターに遠隔地複製保管を実施している。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月1日	Ⅱ 6 ③消去方法	<p><団体内統合宛名システム></p> <p>1. 庁内で統一的な消去手順を定め、不要なデータファイルを削除する。</p>	<p><団体内統合宛名システム></p> <p>1. 庁内で統一的な消去手順を定め、不要なデータファイルを削除する。</p> <p>2. ディスク交換やハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、職員立ち会いのもと、物理的破壊により完全に消去する。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和3年10月1日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目		【令和4年10月稼働予定】 県税クラウドサービスを追加	事前	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条に基づき重要な変更を加えるため
令和3年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策		【令和4年10月稼働予定】 県税クラウドサービスを追加	事前	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条に基づき重要な変更を加えるため
令和3年10月1日	Ⅲ 7 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<p><県税オンラインシステムにおける措置></p> <p>2. バックアップデータは安全性が評価・監視されている方式により暗号化し、耐震化させ、セキュリティゲート等により入退室管理された遠隔地のデータセンターに遠隔地複製保管を実施している。</p> <p>3. サーバ機器等ラックは耐震措置が行われている。</p> <p>4. 端末設置場所、記録媒体の保管場所については、施錠管理を行っている。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <p>3. サーバ機器等ラックは耐震措置が行われている。</p> <p>4. 端末設置場所、記録媒体の保管場所については施錠管理を行っている。</p>	<p><県税オンラインシステムにおける措置></p> <p>2. バックアップデータは安全性が評価・監視されている方式により暗号化し、セキュリティゲート等により入退室管理された遠隔地のデータセンターに遠隔地複製保管を実施している。</p> <p>3. 端末設置場所、記録媒体の保管場所については、施錠管理を行っている。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <p>3. 端末設置場所、記録媒体の保管場所については施錠管理を行っている。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和5年4月1日	I 2 システム1	県税オンラインシステム（令和4年9月末まで運用予定）	<p>県税オンラインシステムの内容を削除し、システム2の県税クラウドサービスの内容に書換</p> <p>①システムの名称は、「県税クラウドサービス（令和4年10月から運用開始予定）」から「県税クラウドサービス」に変更</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	I 2 システム2	県税クラウドサービス（令和4年10月から運用開始予定）	県税オンラインシステムの内容削除に伴い、システム3の中間サーバーの内容に書換	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和5年4月1日	I 2 システム3	中間サーバー	県税オンラインシステムの内容削除に伴い、システム4の住民基本台帳ネットワークシステムの内容に書換	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和5年4月1日	I 2 システム4	住民基本台帳ネットワークシステム	県税オンラインシステムの内容削除に伴い、システム5の国税連携システムの内容に書換	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和5年4月1日	I 2 システム5	国税連携システム	県税オンラインシステムの内容削除に伴い、システム6の団体内統合宛名システムの内容に書換	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和5年4月1日	I 2 システム6	団体内統合宛名システム	削除	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和5年4月1日	I 3 特定個人情報ファイル名	県税オンラインシステムデータベースファイル（令和4年9月末まで運用予定） 県税クラウドサービスデータベースファイル（令和4年10月から運用開始予定）	県税クラウドサービスデータベースファイル	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和5年4月1日	（別添1）事務の内容		県税オンラインシステムの内容を削除	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和5年4月1日	（別添1）事務の内容	令和4年10月1日から ※県税クラウドサービスの運用開始後		事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要		県税オンラインシステムの内容を削除	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和5年4月1日	Ⅱ 1 特定個人情報ファイル名	県税クラウドサービスデータベースファイル(令和4年10月から運用開始予定)	県税クラウドサービスデータベースファイル	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和5年4月1日	Ⅱ 5 提供先1①法令上の根拠	番号法第19条9号	番号法第19条10号	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和5年4月1日	Ⅱ 5 提供先2①法令上の根拠	番号法第19条9号	番号法第19条10号	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和5年4月1日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目		県税オンラインシステムの内容を削除	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和5年4月1日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	県税クラウドサービスデータベースファイル(令和4年10月から運用開始予定)		事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和5年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策		県税オンラインシステムの内容を削除	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和5年4月1日	Ⅲ 1 特定個人情報ファイル名	県税クラウドサービスデータベースファイル(令和4年10月から運用開始予定)	県税クラウドサービスデータベースファイル	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	Ⅲ 7 リスク1 ⑨	発生あり (その内容を記載。)	発生なし (内容の記載を削除)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和5年4月1日	V 1 ①請求先	・大洲土木事務所事業管理課 〒795-8504 愛媛県大洲市東大洲174 0893-24-5121	・大洲土木事務所事業管理課 〒795-8504 愛媛県大洲市田口甲425-1 0893-24-5121	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和5年4月1日	V 1 ②請求方法	愛媛県個人情報保護条例(平成13年条例第41号)の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求をすることができる。	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求をすることができる。	事後	・特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく見直しを行ったため
令和5年4月1日	V 1 ③手数料等	(納付方法) 窓口での現金納付又は納入通知書による納付(病気その他やむを得ない場合に限る。)	(納付方法) 窓口での現金納付又は納入通知書による納付(文書の写しの送付により交付を受ける場合に限る)	事後	・特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく見直しを行ったため
令和5年4月1日	V 2 ①連絡先	愛媛県総務部行財政改革局税務課 〒790-8570 松山市一番町4-4-2 電話番号:089-912-2201	愛媛県総務部行財政改革局税務課 〒790-8570 松山市一番町4-2 NTTコム松山ビル 電話番号:089-912-2201	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和6年4月1日	I 7 ①部署	愛媛県総務部行財政改革局税務課	愛媛県総務部行財政推進局税務課	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和6年4月1日	Ⅱ 2 ④記録される項目 主な記録項目	[]その他()	[○]その他(口座登録・連携ファイル関係情報)	事前	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため (法令の改正等による特定個人情報の取扱いを新規に追加する場合で、既存の取扱いと

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅱ 2 ④記録される項目 その妥当性	1. 個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するため 2. 4情報及び連絡先:賦課決定、納税通知書等の送付並びに滞納整理や税務調査における本人等への連絡を行うため 3. 国税関係情報:課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うため 4. 地方税関係情報:地方税関係情報により、課税事務又は税の軽減措置等を行うため 5. 障害福祉関係情報:障害者に対する税の減額決定を行うため	1. 個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するため 2. 4情報及び連絡先:賦課決定、納税通知書等の送付並びに滞納整理や税務調査における本人等への連絡を行うため 3. 国税関係情報:課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うため 4. 地方税関係情報:地方税関係情報により、課税事務又は税の軽減措置等を行うため 5. 障害福祉関係情報:障害者に対する税の減額決定を行うため 6. 口座登録・連携ファイル関係情報:公金受取口座に還付金の振り込みを実施するため	事前	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和6年4月1日	Ⅱ 2 ⑥事務担当部署	愛媛県総務部行財政改革局税務課	愛媛県総務部行財政推進局税務課	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和6年4月1日	Ⅱ 3 ①入手元	[○]行政機関・独立行政法人等(国税庁、税務署)	[○]行政機関・独立行政法人等(国税庁、税務署、デジタル庁)	事前	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため (法令の改正等による特定個人情報の取扱いを新規に追加する場合で、既存の取扱いと
令和6年4月1日	Ⅱ 3 ④入手に係る妥当性	・情報提供ネットワークシステム 障害者等の県税減免事務等のため、情報提供ネットワークシステムにより、市町村から障害者情報を入手する。	・情報提供ネットワークシステム 障害者等の県税減免事務等のため、情報提供ネットワークシステムにより、市町村から障害者情報を入手する。 納税義務者から還付金の受取口座を公金受取口座とする旨の意思表示があった場合は、情報提供ネットワークシステムにより、関係機関から必要な情報を入手する。	事前	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和6年4月1日	Ⅱ 3 ⑦使用部署	愛媛県総務部行財政改革局税務課、企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課、各地方局・支局税務担当課	愛媛県総務部行財政推進局税務課、企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課、各地方局・支局税務担当課	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅱ 4 ⑥委託先名	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	株式会社NTTデータ	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和6年4月1日	Ⅱ 5 提供先1②提供先における用途	地方税法第48条に基づく特例滞納処分	地方税法第739条の5に基づく特例滞納処分	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和6年4月1日	Ⅱ 5 提供先1⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法第48条に基づく特例滞納処分に該当する納税義務者	地方税法第739条の5に基づく特例滞納処分に該当する納税義務者	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和6年4月1日	Ⅲ 5 リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	＜地方税法第48条に基づく特例滞納処分＞	＜地方税法第739条の5に基づく特例滞納処分＞	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和6年4月1日	Ⅲ 5 リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	＜地方税法第48条に基づく特例滞納処分＞	＜地方税法第739条の5に基づく特例滞納処分＞	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和6年4月1日	Ⅲ 5 リスク2 リスクに対する措置の内容	＜地方税法第48条に基づく特例滞納処分＞	＜地方税法第739条の5に基づく特例滞納処分＞	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和6年4月1日	Ⅲ 5 リスク3 リスクに対する措置の内容	＜地方税法第48条に基づく特例滞納処分＞	＜地方税法第739条の5に基づく特例滞納処分＞	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和6年4月1日	V 2 ①連絡先	愛媛県総務部行財政改革局税務課 〒790-8570 松山市一番町4-4-2 電話番号:089-912-2201	愛媛県総務部行財政推進局税務課 〒790-8570 松山市一番町4-2 NTTコム松山ビル 電話番号:089-912-2201	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I 5 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第1 16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表 24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和7年4月1日	I 6 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第2の28の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第21条 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表の24の項 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和7年4月1日	II 6 ①保管場所	<p><中間サーバーにおける措置></p> <p>1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p><中間サーバーにおける措置></p> <p>1. 中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <p>2. 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う、特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の記載例の変更があったため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	Ⅱ 6 ③消去方法	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1. 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>2. ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1. 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>2. クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。</p> <p>3. 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p>	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う、特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の記載例の変更があったため
令和7年4月1日	Ⅲ 6 リスク1 目的外の入手が行われるリスク	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う、特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の記載例の変更があったため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	Ⅲ 6 リスク2 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	2. 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。(暗号化方式については、安全性が評価・監視されている方式を用いるとともに、暗号化に使用する鍵については、不正に取り出せないよう適切に管理している。)	2. 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う、特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の記載例の変更があったため
令和7年4月1日	Ⅲ 6 リスク4 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、安全性が評価・監視されている方式により送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。	(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う、特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の記載例の変更があったため
令和7年4月1日	Ⅲ 6 リスク4 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	2. 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。(暗号化方式については、安全性が評価・監視されている方式を用いるとともに、暗号化に使用する鍵については、不正に取り出せないよう適切に管理している。) 3. 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	2. 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 3. 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う、特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の記載例の変更があったため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	Ⅲ 6 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>2. 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。(暗号化方式については、安全性が評価・監視されている方式を用いるとともに、暗号化に使用する鍵については、不正に取り出せないよう適切に管理している。)</p> <p>3. 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>4. 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>2. 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>3. 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>4. 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う、特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の記載例の変更があったため
令和7年4月1日	Ⅲ 7 ③物理的対策	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1. 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1. 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</p> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う、特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の記載例の変更があったため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	Ⅲ 7 ④技術的対策	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1. 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>2. 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>3. 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1. 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>2. 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>3. 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>4. 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。</p> <p>5. 中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>6. 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>7. 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p>	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う、特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の記載例の変更があったため
令和7年4月1日	Ⅳ 1 ②監査	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う、特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の記載例の変更があったため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	IV 2 従業者に対する教育・啓発	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1. 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>2. 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1. IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規定等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う、特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の記載例の変更があったため
令和7年4月1日	IV 3 その他のリスク対策	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1. 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1. 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う、特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の記載例の変更があったため
令和8年5月11日	V 2 ①連絡先	愛媛県総務部行財政推進局税務課 〒790-8570 松山市一番町4-2 NTTコム松山ビル 電話番号:089-912-2201	愛媛県総務部行財政推進局税務課 〒790-8570 松山市一番町4-4-2 電話番号:089-912-2201	事後	所属移転を行ったため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年5月25日	(別添2)ファイル記録項目		<p>⑤照会用国税申告ファイル</p> <p>国税データ連番、事務所コード、局署番号、整理番号、利用者識別番号、提出年月日、異動事由、取込区分、異動年月日、課税年度、申告区分、営業等収入金額、他事業収入金額、不動産収入金額、総合譲渡短期収入金額、総合譲渡長期収入金額、一時収入金額、営業等所得金額、他事業所得金額、不動産所得金額、利子所得金額、配当所得金額、給与所得金額、雑所得(その他)、総合譲渡一時、総合課税所得金額、分離課税所得金額、総合譲渡一時所得金額、総所得金額、合計所得金額、合計所得控除額、前営業所得金額、前不動産所得金額、前農業所得金額、前雑所得金額、前総合譲渡一時、申告納税額、専従者給与控除額、青色申告特別控除額、繰越損失控除額、障害者控除額、寡婦・寡夫控除額、非課税所得等番号、非課税所得等所得金額、不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額、事業用資産譲渡損失額、他都道府県事務所等区分、台帳番号、一連番号、バッチ番号、バッチ内一連番号、受信日付、ファイル名、郵便番号、市町村コード、住所、住所カナ、1月1日住所、屋号、屋号カナ、氏名、氏名カナ、生年月日、職業、青白区分、市外局番、市内局番、加入者番号、開業年月日、廃業年月日、準確事実発生日、障害者氏名、イメージファイル格納場所、開始・廃止の区分(区分コード)、損失区分(区分コード)、損失区分(区分名)、上の(26)に対する税額又は第三表の(86)、専従者給与(控除)額合計、申告書第二_住所以外の事業所所在地、申告書第二_源泉徴収所得の種類1、申告書第二_所得の生ずる場所1、申告書第二_支払者の氏名1、申告書第二_収入金額1、申告書第二_源泉徴収所得の種類2、申告書第二_所得の生ずる場所2、申告書第二_支払者の氏名2、申告書第二_収入金額2、申告書第二_源泉徴収所得の種類3、申告書第二_所得の生ずる場所3、申告書第二_支払者の氏名3、申告書第二_収入金額3、申告書第二_源泉徴収所得の種類4、申告書第二_所得の生ずる場所4、申告書第二_支払者の氏名4、申告書第二_収入金額4、申告書第二_源泉徴収所得の種類5、申告書第二_所得の生ずる場所5、申告書第二_支払者の氏名5、申告書第二_収入金額5、申告書第二_源泉徴収所得の種類6、申告書第二_所得の生ずる場所6、申告書第二_支払者の氏名6、申告書第二_収入金額6、申告書第二_次集合計金額、申告書第二_専従者給与(控除)額の合計額、申告書第二_専従者給与(控除額)内訳1、申告書第二_専従者給与(控除額)内訳2、申告書第二_専従者給与(控除額)内訳3、申告書第二_雑所得等所得の種類1、申告書第二_雑所得等所得の生ずる場所1、申告書第二_雑所得等所得の金額1、申告書第二_雑所得等所得の種類2、申告書第二_雑所得等所得の生ずる場所2、申告書第二_雑所得等所得の金額2、申告書第二_雑所得等所得の種類3、申告書第二_雑所得等所得の生ずる場所3、申告書第二_雑所得等所得の金額3、申告書第二_雑所得等所得の種類4、申告書第二_雑所得等所得の生ずる場所4、申告書第二_雑所得等所得の金額4、申告書第二_特例適用条文等、申告書第二_損益通算特例適用前不動産所得、事業所読み、事業所名称、事業所郵便番号(上3桁)、事業所郵便番号(下4桁)、事業所住所、事業所屋号、事業所電話番号(市外局番)、事業所電話番号(市内局番)、事業所電話番号(加入者番号)、登録済区分、関連番号</p>	事前	eLTAX5期更改に係るテーブルの変更があったため

＜参考＞ 根拠規定

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(抄)

(定義)

第二条

- 9 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第四十八条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。
- 10 この法律において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

特定個人情報保護評価に関する規則(抄)

(一定期間経過後の特定個人情報保護評価)

- 第十五条 行政機関の長等は、指針で定めるところにより、第五条第二項の規定による公表をした日、第六条第三項の規定による公表をした日、第七条第六項の規定による公表をした日又は法第二十八条第四項の規定による公表をした日（第八条の規定による公表をした場合は、同条の規定による公表をした日）から一定期間を経過するごとに、それぞれの規定による公表をした基礎項目評価書、重点項目評価書又は法第二十八条第一項に規定する評価書に係る特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、再び特定個人情報保護評価を実施するよう努めるものとする。

特定個人情報保護評価指針(抄)

第5 特定個人情報保護評価の実施手続

3 特定個人情報保護評価書

(3) 全項目評価書

イ 地方公共団体等の場合

地方公共団体等は、公示し住民等の意見を求め、必要な見直しを行った全項目評価書について、規則第7条第4項の規定に基づき、第三者点検を受けるものとする。第三者点検の方法は、原則として、条例等に基づき地方公共団体が設置する個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検を受けるものとするが、これらの組織に個人情報保護や情報システムに知見を有する専門家がないなど、個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検が困難な場合には、その他の方法によることができる。ただし、その他の方法による場合であっても、専門性を有する外部の第三者によるものとする。

第6 特定個人情報保護評価の実施時期

2 新規保有時以外

(4) 一定期間経過

評価実施機関は、規則第15条の規定に基づき、直近の特定個人情報保護評価書を公表してから5年を経過する前に、特定個人情報保護評価を再実施するよう努めるものとする。

愛媛県情報公開条例(抄)

(設置等)

- 第23条 第19条の規定による諮問に応じて審査請求について調査審議させ、及び愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号。以下「個人情報保護条例」という。）第45条の規定による諮問に応じて審査請求について行う調査審議その他個人情報保護条例の規定によりその権限に属することとされた事項を行わせるため、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会を置く。
- 2 審査会は、前項に定めるもののほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関し必要な事項について実施機関に意見を述べることができる。